



平成 24 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社 丸井グループ
代表者名 取締役社長 青井 浩
(コード：8252、東証第 1 部)
問合せ先 経営企画部長 小暮 芳明
(TEL . 03-3384-0101)

取締役に対する株式報酬型ストックオプション制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社取締役（社外取締役を除く。）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的内容に関する議案を、平成 24 年 6 月 27 日開催予定の第 76 回定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1．取締役に対する株式報酬型ストックオプション制度を導入する理由

中長期に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、当社取締役に対する株式報酬型ストックオプション制度を導入するものです。

2．議案の内容

当社の取締役報酬額につきましては、昭和 62 年 4 月 28 日開催の第 50 回定時株主総会において月額 3,600 万円以内（使用人兼務取締役に対する使用人分給とは含みません。）としてご承認をいただき現在に至っておりますが、本議案では、機動的な報酬政策の運用を可能とするため、取締役の報酬について月額報酬を年額報酬に改めさせていただくとともに、その額につきましては、現状の月額報酬額の年間合計額である 4 億 3,200 万円以内を年額 3 億円以内（うち社外取締役報酬年額 3,500 万円以内）に改定させていただき、また、これとは別枠で取締役（社外取締役を除く。）に対する報酬として年額 1 億円以内の範囲で、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てることにつきご承認をお願いするものであります。

取締役に対する株式報酬型ストックオプション制度の具体的な内容は、以下のとおりであります。

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は 100 株とする。なお、本議案の決議日（以下「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

また、上記のほか、決議日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

当社普通株式 160,000 株を、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から 1 年以内の日
に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限と
し、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に下記新株予約権の総数を乗じた
数を上限とする。

(2) 新株予約権の総数

1,600 個を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から 1 年以内の日発行する新株予
約権の上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額（発行価額）

新株予約権 1 個当たりの払込金額（発行価額）は、新株予約権の割当てに際して算定さ
れた新株予約権の公正価格を基準として当社取締役会で定める額とする。また、割当てを
受ける者が、金銭による払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払
込債務とを相殺する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使するこ
とにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの行使価額を 1 円とし、これに付与株
式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌年の 4 月 1 日から 10 年以内の範囲で、当社取締役会で
定める期間とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査
役又は執行役員の地位にあることを要する。任期満了による退任その他正当な理由にもと
づき当社および当社子会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合、
その喪失した日から 5 年以内に限って権利行使ができるものとする。その他の条件につい
ては、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとする。

(8) 新株予約権のその他の内容等

新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものとする。

【ご参考】

当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても、上記と同内容の新株予約権を発行する予定です。

以上